

Title	社外取締役制度に関する比較研究と中国法への示唆
Author(s)	金, 洪玉
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44786">https://hdl.handle.net/11094/44786</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	金 洪 玉
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 18347 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	社外取締役制度に関する比較研究と中国法への示唆
論文審査委員	(主査) 教授 末永 敏和  (副査) 教授 吉本 健一 助教授 木下 孝治

#### 論文内容の要旨

株式会社を廻る企業不祥事が相次いだことや、経営業績の不振が続くなか、中国では諸外国でのコーポレート・ガバナンスの議論の影響を受け、社外取締役制度の導入が実現された。しかし、この制度は必ずしも十分な議論を経て導入したとは言えず、制度の内容からみると更なる検討、改善を要すべき点が多数存在している。そこで、本稿は、米国・日本・韓国・中国における社外取締役の制度を比較検討し、中国の社外取締役制度への示唆を試みるものである。比較研究の部分では、四カ国における社外取締役制度の仕組み、導入の背景と実態、期待される機能、独立性の問題、委員会の運営、責任と義務、問題点、効用性と改善策等について検討するものである。中国法への示唆について要約すると、①社外取締役の独立性について、冷却期間を一年から三年にすべきこと、報酬金額の上限を決めること、重要な取引関係と役員との持合関係を制限する旨規定すべきである。②社外取締役の構成比率について取締役会の過半数、あるいは権限強化された各委員会の過半数をもって運営すべきである。③社外取締役の責任について、会社の定款により社外取締役の賠償責任額の限度額を規定しうる法改正が必要であり、更に「信頼の権利」による保護が必要である。④重要情報の確保のために内部統制システムを構築すべきであり、経営陣から独立した内部スタッフと社外取締役との連携を強化すべきである。⑤監査委員会、報酬委員会、指名委員会の権限を強化し、委員会の決議は取締役会で覆すことができず、このような委員会等設置型会社の選択を企業の自治に任せることができる。⑥監査委員会を設置する会社は監査役会を廃止すべきであり、将来的には会社法や証券法による法的整備が必要である。一方、各種の自律団体によるベストプラクティスの制定、人材バンクの設立、社外取締役事務所の運営、経営陣の意識改革なども社外取締役が有効に機能する重要な要因となる。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、中国でも社外取締役制度が導入されたことに着目し、同制度の問題点、改善点を探るために、同制度の母国であるアメリカと同制度に倣って取り入れた日本および韓国、そして中国について、制度の仕組み、導入の背景と実態、期待される機能、独立性の問題、取締役会内の委員会の運営、責任と義務、抱える問題点、効用と改善策等

について、比較検討するものである。

中国法への示唆としては、①社外取締役の独立性について、社外性に関して冷却期間を1年から3年にすべきこと、報酬金額の上限を決めること、会社・役員と重要な取引関係にある者を排除すべきこと、②社外取締役の構成比率について、取締役会あるいは権限強化された各委員会の過半数を社外取締役とすべきこと、③社外取締役の責任について、賠償責任の限度額を定款により定めうるようにすべきこと、「信賴の権利」による保護を与えるべきこと、④内部統制システムを構築し、経営陣から独立した内部スタッフを置きそれと社外取締役との連携を強化すべきこと、⑤監査、報酬、指名の各委員会の権限強化を図り、このような委員会等設置型会社の選択を企業自治により可能とすること、⑥監査委員会を設置する会社は監査役会を廃止すべきであり、そのため会社法・証券取引法の整備をすべきことを挙げ、各種の自立団体によるベストプラクティスの制定、人材バンクの設立、社外取締役事務所の設置・運営、経営陣の意識改革を社外取締役が有効に機能する要因とする。

まず、本論文は、社外取締役制度について、アメリカとアジア3カ国を比較検討した研究として、おそらく我が国最初の試みとして評価できる。

第2に、社外取締役制度について、単に制度の紹介にとどまらず、運用実態をも紹介検討したところも、有益な研究となっている。

第3に、4カ国の比較から、問題点を引き出していることは、説得力をより増しているといえる。

第4に、中国法への示唆は、最近、委員会等設置会社のように、法制度の上で社外取締役制度を導入した日本にとっても、非常に参考となる。

以上、本論文は、社外取締役制度に関する包括的・総合的研究として、有益で優れた業績と評価でき、博士の学位を授与するに値する。